

新潟市教育委員会 令和6年5月 定例会会議録				
日 時	令和6年5月 30 日(木) 午後3時 30 分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	夏 目 久 義			
出席委員 (8名)	齋 藤 昭 彦	出席委員	神 林 むつみ	
	乙 川 千 香		小 見 直 樹	
	中津川 英 子		渡 部 雄一郎	
	畠 山 典 子	欠席委員		
	石 坂 学			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (10名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	丸 山 明 生		
	教 育 次 長	山 本 正 雄		
	教 育 総 務 課 長	渡 辺 和 則		
	学 務 課 長	日 根 裕 子		
	施 設 課 長	石 川 淑 朗		
	学 校 人 事 課 長	山 本 郁 雄		
	教 育 職 員 課 長	中 津 昌 樹		
	学 校 支 援 課 長	三 條 貴 之		
	中 央 公 民 館 所 長	辻 村 理 恵		
	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	相 崎 敦 子		
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後3時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (1件)	議案第9号	令和6年6月議会定例会の議案について
報告 (6件)		
		令和7年度使用教科用図書に関する資料の作成について(諮問)
		令和5年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握(調査)」の概要について
		令和7年度新潟市立学校管理職選考検査について
		建設工事における積算誤りについて
		新潟市教科用図書審議委員の委嘱について
協議会 (2件)		和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
		高校の教育課程再編について
		新・新潟市教育ビジョン策定について

## 第1 開会宣言

- 教育長 午後3時30分 開会を宣言する。  
これより、令和6年5月新潟市教育委員会定例会を開催いたします。  
本日は報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。  
(異議なし)  
それでは、許可することといたします。

## 会議録署名委員の指名

- 教育長 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に石坂委員及び神林委員を指名します。

## 第2 付議事件

- 教育長 次に、日程第2、付議事件です。議案第9号、令和6年6月議会定例会の議案につきましては、議会の公表前であることから非公開としたいと思います。これにご異議ありませんでしょうか。  
(異議なし)  
それでは、公開案件の終了の後に非公開案件として行います。

## 第3 報告

- 教育長 次に、日程第3、報告に入ります。はじめに、令和7年度使用教科用図書に関する資料の作成について、学校支援課から説明いたします。

- 学校支援課長 学校支援課です。よろしくお願いします。今後、行われます教科用図書審議委員会で、教育長から教科用図書審議委員長へ諮問する内容についてご説明いたします。

報告1ページをご覧ください。諮問事項については、令和7年度使用教科用図書に関する資料の作成についてです。

諮問理由は、令和7年度使用教科書の採択について、市立中学校、中等教育学校前期課程は全教科の採択及び一般図書(特別支援学校・学級用)の採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問するものです。

教科用図書の採択基準について説明します。下記ア、イに基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択する。

ア、中学校、中等教育学校前期課程において、令和7年度に使用する教科用図書については「小中学校用教科書目録(令和7年度版)」使用図書用に登載されている教科書のうちから採択する。採択に当たっては、次の点に配慮して綿密な調査研究を行う。

- ①、学習指導要領の目標や内容等を十分に踏まえること。
- ②、新潟市における学校教育の重点を各教科にわたって明確にとらえること。
- ③、県教育委員会が提供する「教科用図書研究資料」を基に、内容の選択、扱い方、程度、表現等の観点から比較研究を行い、各教科書の特徴が明瞭

になるような調査研究一覧表を作成すること。

イ、特別支援学校・学級において使用する一般図書は、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を活用し、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。

以上が、教科用図書審議委員会において、教育長から教科用図書審議委員長へ諮詢いただく内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長

ただいまの説明に、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしければ、次に進みたいと思います。

続いて、令和5年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握(調査)」の概要について、学校人事課から説明いたします。

○学校人事課長

よろしくお願ひいたします。学校人事課でございます。

報告4ページをご覧ください。令和5年度「体罰及び不適切な言動に係る実態把握」の概要について報告をいたします。

体罰調査は、平成24年度に文部科学省が全国を対象に実施したもので、文部科学省による調査はこの1年限りでしたが、翌年から、体罰等の未然防止の観点から、市独自で調査を継続して行っており、今回が12回目の調査となります。

1、調査対象者は、市立学校の児童生徒、保護者及び教職員全員です。

2、調査期間は、令和5年度の1年間です。

3、調査内容は、「体罰」と「不適切な言動」について、「受けた」「見た」「行った」ことがあるかどうかを調査したものです。

「体罰」は、児童生徒に対して、肉体的苦痛を伴う行為の強制、「不適切な言動」は、精神的な苦痛を感じさせる行為として調査いたしました。

今回、不適切な言動として、相談したにもかかわらず、対応してもらえたことも、これに該当するとアンケートに例示しました。文部科学省の生徒指導提要の改定に沿って実施しましたが、該当はありませんでした。

4、事実関係の把握と該当性の判断については、体罰等を「受けた」「見た」「行った」と記載され、学校が体罰等の可能性があると報告した事案も、教育委員会が管理職から聞き取り調査を行い、事実関係を把握したうえで判断いたしました。

5、実態把握の結果をご覧ください。教育委員会が懲戒及び訓戒として対処したものです。訓戒として対処したものは、体罰案件が2件でした。不適切な言動については該当はありませんでした。懲戒処分としたものは、体罰案件、不適切な言動案件ともにありませんでした。括弧で示した数値は、前年度の令和4年度の結果です。

6、未然防止に向けた今後の取組みについてです。それぞれの対処件数は減少に向かっているとはいえ、あってはならない事案であると重く受け止めております。今後、研修資料等を活用し、体罰や不適切な言動が起きた背景や要因を考えたり、未然防止に向けた具体的な方策を教職員同士が検討したり

	する場を作るよう、校長に指導してまいります。
	そして、教職員が事案を自分事としてとらえ、自分自身の人権意識を高め、体罰等を許さない、見逃さないという決意を改めて促してまいります。
	教育委員会としましても、校長への指導はもとより、各学校園の訪問をとおして研修の実施状況や、教職員のとらえを確認してまいります。
	説明は以上でございます。なお、定例会終了後に実態把握の概要について、補足説明をさせていただきます。また、この調査については、本日、報道関係者へ公表いたします。以上です。
○教育長	ただいまの説明にご意見・ご質問等ございましたらお願ひします。
○齋藤委員	一つ教えていただきたいのは、未然防止に向けた具体的な方策というのは、どのようなことを先生方に指導されているのでしょうか。
	具体的に、例えばアンガーマネジメントなど、医療の現場でも最近よく話題にあがりますが、具体的な教育内容について教えていただけたらと思います。
○学校人事課長	まず一つは、齋藤委員がおっしゃるように、我々もアンガーマネジメントについては、各学校に資料を配布しながら指導を徹底してもらっています。
	また、それぞれの研修を行う際に、具体的な場面を想定したような指導といいますか、事案等もとおしながら具体的に指導していくという場もあります。
	また、昨年始めたのですけれども、各年代層が総合教育センターに研修に行く際に、研修の最初にアナウンスといいますか、教職員の非違行為は許される行為ではありません等の、映画館でよくある映画の始まる前の、そういうものを含めて、より広く非違行為根絶に関する意識を高められるように手立てを打っているところです。
○齋藤委員	分かりました。参考になりました。ありがとうございます。
○教育長	そのほかには、いかがでしょうか。
○乙川委員	お願ひいたします。5番の実態把握の結果の部分ですが、各学校から教育委員会に上がってくる、この実態把握の結果は、学校から保護者、生徒側にはフィードバックされることはあるのでしょうか。
○学校人事課長	まずアンケートで保護者、生徒から上がってきたものは、それぞれ管理職のほうで内容を把握し、そして事実かどうかを確認するために、もう一度、保護者にその事実を確認したうえで報告をしています。
○乙川委員	もう一度説明してもらっていいですか。要は件数が「我が校ではありませんでした」という報告を保護者や生徒側にしていますかということを伺いたいです。
○学校人事課長	直接、学校でまとめたものは保護者へのフィードバックはないのですが、個々の事案として上がってきたものは、その保護者に対して、こういうものでしたということで、やり取りはさせていただいているということです。
○乙川委員	ありがとうございます。先ほどの不適切な言動の部分で、相談したにもかかわらず、対応してもらえなかつたというところが、ここにもつながるのかなというふうに思いました。解決したのであれば、いじめはなかつたというような報告がいくのかなとか、そういったところが、この数字に表れるのかと、少し気になったもので伺いました。そこは入らないということですかね。解決したことであれば、いじ

	めとして数字には上がってこない。いじめというか体罰ですね。
○学校人事課長	以前に解決したものであればということですか。このアンケートを取ったときに、例えばこのアンケートは2月に実施しているわけですけれども、5月にそういった案件があった場合には、保護者のほうから、こういうものがありましたということで、そのアンケートに記されていれば上がってきます。
○乙川委員	ありがとうございます。
○教育長	私、ちょっと発言させてもらいます。ここで挙げられている、相談したけれども対応してもらえなかったという、その対応してもらえなかったというところが、不作為という言葉でよく言われるようになっていて、行うべき行動をとらなかつたということも、そういう行動をしたことに入るということを言っているのですね。
○学校人事課長	そうです。
○教育長	ですから、すべてのケースについて上がってきたものはすべて集計されていくということではなくて、そういう不作為があつたということが認められれば、ケースにカウントされるということだと思います。
○乙川委員	承知しました。
○教育長	あとは、いかがでしょうか。
○中津川委員	中津川です。お願いいたします。
	未然防止に向けた今後の取組みについて、校長会における指導ということで、これは以前からもなさっていたことでしょうか。初めてですか。
○学校人事課長	校長会等における指導ですか。毎月、校長会等で指導の場面がありますので、そこでは繰り返し指導をしています。これまでありました。
○中津川委員	これまでもあったということですね。
○学校人事課長	はい。また、昨年度については、井崎教育長がご自身で指導の場を設けるということで、研修会を12月に行いました。
○中津川委員	非違行為についてのということですね。分かりました。ありがとうございます。この件数自体は減少傾向であるということで、これまでの皆さんの研修とか、教職員の皆様の意識が高まってきている表れの一つとは思うのですが、今後、例えば部活動をこれから外部の方が入ってきたりするケースも多くなりますが、その辺の方たちから体罰や不適切な言動がありましたと、そういったものは、このアンケートには入りうるものなのでしょうか。その辺の指導については、どのようにお考えでしょうか。
○学校人事課長	子どもたちの学校生活における部分ということで、そこまでは今の段階では想定はしておりませんでしたけれども、今、ご指摘いただいたように、これをまた新たな視点として考えていく必要があるのではないかと思っています。
○中津川委員	子どもたちにそいつったことが起こらないのが一番いいわけですけれども、そいつったことを言える場というものを、きちんと把握できるような体制、それから指導者に対する意識面での研修等も実施していただけるようにお願いできればと思います。
○学校人事課長	分かりました。この形でかどうかは分かりませんが、また、そいつた視点も考えてみたいと思います。

○中津川委員	ありがとうございます。
○教育長	そのほか、いかがでしょうか。
○畠山委員	中津川委員もおっしゃいましたけれども、減少傾向にあるということで、今回は中学校で2件ということですが、1件でもあってはならないという状況ではあると思うのですが、減少している要因はどのように考えていらっしゃいますか。
○学校人事課長	毎年、このような調査を行っておりますし、継続して行っておりますし、またそれに合わせて繰り返し指導もしておりますので、そうした成果が徐々に出てきているのではないかととらえています。
○畠山委員	<p>ありがとうございます。先ほど、文科省は平成 24 年に一度だけ調査をして、その後していなくて、新潟市だけが 12 年継続しているという説明がありましたけれども、今おっしゃったように、本当にこれはとても大きな成果につながっているのではないかなと思います。アンケートを取ることによって、その項目を保護者や子どもたちはもちろんそうなのですけれども、教職員の皆さんも、それを毎回、認識する場になっているかと思いますので、これからも継続して調査をしていく意味があるのではないかなと思いました。</p> <p>それから、人権意識ということで、研修等でお伝えしているということなのですから、子どもも同じ人間としては平等だという、そういう認識ですね、そこがとても大事なところだと思います。人権意識ですね。教員も子どもたちも同じ人間として対等に向き合うということは、とても大事だということで、引き続き伝えていただきたいと思います。</p>
○教育長	<p>ほかにございますか。よろしければ、次へまいりたいと思います。</p> <p>次は、令和7年度新潟市立学校管理職選考検査について、同じく学校人事課からお願ひします。</p>
○学校人事課長	<p>お願ひいたします。資料、報告5をご覧ください。令和7年度新潟市立学校管理職選考検査について、報告をいたします。</p> <p>まず、校長選考ですが、採用予定数は昨年度採用 33 人でしたが、令和7年度は同様に 35 人程度と見込んでおります。今年度末の校長退職者も同様に見込んでおります。</p> <p>受検資格は、①教頭として3年以上の勤務経験があり、②58 歳以下の人士とされています。日程については、後ほどまとめて説明をいたします。</p> <p>次に、教頭等選考ですが、採用予定者数は、昨年度採用数と同じ 40 人程度です。校長採用予定者 35 人に、教頭退職者6名を合わせた数程度の見込み数となります。</p> <p>受検資格は、①現に新潟市立学校に勤務している人、②年齢が39歳以上、主幹教諭は 37 歳以上です。③中堅教諭等資質向上研修(12 年経験者研修を含む)を修了した人です。また、④については、アからクのいずれかに該当する人を受検資格としています。今回、資格のうち、①と④のウの内容を一部変更いたしました。また、④キの項目を新たに加えました。これによって、管理職選考受検者の増加を図っていきます。</p> <p>最後に、日程ですが、5月 17 日に各学校園宛、通知を発出したところです</p>

が、第1次選考検査日7月27日、土曜日を予定しています。その後は10月中旬に第2次校長選考の面接検査、11月上旬に第2次教頭等選考の面接検査を実施します。結果通知は3月上旬となります。説明は以上です。

○教育長

ただいまの説明に、ご意見・ご質問ございましたらお願ひします。いかがでしょうか。

○畠山委員

お願ひします。今、説明してくださった中で、教頭等選考のうち、①と④のウの内容が変わったとおっしゃいましたけれども、具体的にどのように変わったのでしょうか。

○学校人事課長

①については、表現を整理しまして、新潟市立学校に勤務している人ということでととのえました。それに伴って、これまで勤務経験15年以上の人、そのうち8年以上、新潟市で勤務した人となっておりましたが、そこを新潟市立学校に現に勤務している人と、ととのえてあります。

④のウですが、教務主任、研究主任等の主任経験について、これまで3学級以上の学年主任というところを、2学級以上の学年主任ということで、幅広く、もう少し受検者を獲得できるように広げたというところです。以上、2点です。

○畠山委員

ありがとうございます。学校の状況が変わっていると思いますし、少子化で児童数も減っていて、学級数も減っていると思いますので、実態に即した変更でよかったですなと思っています。ありがとうございます。

○教育長

そのほか、いかがでしょうか。

○石坂委員

今のことと併せてなわけですけれども、管理職選考で、なかなか女性が管理職の選考検査に受検してこない。したがって、新潟市の女性教頭先生や女性校長先生が少ない状況があるのですというようなお話を、配置のときに教えていただきました。それをなんとか打破するために、今、2学級以上の学年主任とか、教育コーディネーターさんを2年以上経験された方とか、女性が就いているであろうポジションが教頭資格になるような工夫をされているようにお受けできるのですけれども、ほかに何か女性管理職を増やすような手立てや、取組みみたいなことをお考えでしたら教えていただきたいと思っています。

市のビジョンなんかでも、やはり女性登用って大事なことだと考えられていますので、ぜひお願ひしたいと思います。

○学校人事課長

まず一つは、管理職になる前に、主任ですとか、全体を見るとか、そういう役職を経験してもらいい、自信をつけてもらったりしたいというところが一つです。ですので、そういった部分で校長会等で話をし、各学校で主任という部分ですか、ミドルリーダーですか、そういったところへの登用を積極的に働きかけているというところが1点です。

また、昨今、教頭の仕事が非常に多忙でというようなところがあります。ですので、第4次多忙化解消行動計画等を通して、そこでの第3次からずっと続けているのですが、教頭の働き方改革というところは進めているところです。

また、各学校にそれぞれ力のある女性の先輩方がいらっしゃると思いますので、そういった女性教員が後輩の憧れの的となるように、また女性教員のミドルリーダーの資質も高めていくというところが1点。

	それから最後は、できるだけ早い段階、初任者等の段階からも、自分これからからのビジョンを考えられるように、今後、研修等も組み入れていこうというように計画しているところです。
○石坂委員	ありがとうございます。やはり今のことと積み重ねていくことは、とても必要だと思います。年度末にお伺いしたところによると、教頭のマネジメントを支援する職員を、今年度加配のような形で、新採用の教頭先生にマネジメントを支援するような方をつけるというようなお話をいただいたのですけれども、どのような具合かみたいなことを、もし今、把握をされていたら教えていただきたいのですけれども。
○学校人事課長	今、市内 13 か校に教頭マネジメント支援は配置しております。
○石坂委員	13 か校。女性が敬遠する理由として、教頭先生は大変そうだというのが多分、男性もそうですけれども、あると思うのです。だから、教頭先生って、こんなにやり甲斐があるんだというところを見せていくことは、とても大事なことなので、今のマネジメント支援の方をつけてあげることによって、教頭先生がよりいきいきと、新採用の教頭先生でもお仕事をされるような姿というものはとても大事だと思うし、教頭先生になっても新潟市教育委員会はきちんと応援してくれるんだと、こういう印象を現場に流していくことがとても大事だと思うのです。ぜひ、せっかくのこういういい施策なので、活用の状況をきちんととらえて、よりよい活用の仕方を工夫されていかれたらいいかなと思っています。ぜひこういう方々が女性の教頭先生のバックアップになるような施策を、また続けていただければと思います。よろしくお願ひします。
○教育長	そのほかいかがでしょうか。
○神林委員	お願ひします。少し教えてほしいのですけれども、④のイで、B 地域1回、C 又は D 地域1回ということは、2回経験するということですね。
○学校人事課長	はい。
○神林委員	そういうことですよね。そして、この B 地域とか C 地域とか D 地域というのは、どういう区分けになっているのか知りたいのですけれども。
○学校人事課長	分かりました。これは、新潟市に権限委譲をされる前に、県の教職員として人事異動をしていたときの区分けがありまして、例えば、自宅から少し遠い地域がB地域であったり、それからC地域やD地域というのは、山間部のへき地の勤務であったりとか、そういうものを経験しているかどうかということで、アからクの中で、いずれかに該当する人ということですので、今、新潟市採用の方はここには該当しないのですけれども、それ以前の方がいらっしゃるので、この条件がまだ載っているということです。
○神林委員	分かりました。ありがとうございます。
○教育長	そのほか、いかがでしょうか。
○畠山委員	先ほど女性登用についてのお話が石坂委員からありましたけれども、新潟市としては、教育ビジョンにあったかと思うのですけれども、女性の管理職の割合目標は今、どういう数字でしたでしょうか。
○学校人事課長	新潟市ですか。30 パーセントだったかと思います。

○畠山委員	<p>はつきりと数値を示すということも大事なことだなと思って、常々思っているところなのですけれども、誰が見てもはつきりと分かる数値を掲げて取り組むということを進めていただきたいなと考えています。</p> <p>それから、女性の管理職登用について、やはり日頃、女性の方に期待しているよというような働きかけ、言葉がけとか、周りからの働きかけというのは非常に大切なと思うのです。先ほど主任を女性に充てるという考えは説明にありましたけれども、それもとても大事なのですけれども、常に期待しているというような声かけをすることが、自分はできるんだな、やっていけそうだなとか、期待されているんだな、やってみようとかというような、そういう気持ちにつながっていくと思うので、そのところが大きな鍵の一つではないかなと思っています。ですので、校長先生をはじめ、職員の皆さんで、期待するという雰囲気を作つていっていただきたいなと思います。</p>
○教育長	<p>ご意見賜りました。そのほか、いかがですか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この件は終えまして、次へ進みます。</p>
○施設課長	<p>次は、建設工事に関する積算誤りについてです。施設課から説明をお願いします。</p>

施設課です。よろしくお願ひいたします。

施設課より、5月 21 日に報道発表いたしました、建設工事に係る積算誤りについて、ご報告させていただきます。

報告6をご覧ください。はじめに、1、誤りの内容についてです。令和5年度に公告した建設工事において、単価の設定に誤りがあったため、予定価格の積算を誤ったものがありました。

次に、2、入札結果への影響と対応についてです。誤りのあった工事は、施設第 79 号、巻北小学校空気調和設備改修工事です。誤った予定価格は 3,747 万円で、適正な単価で積算した正しい予定価格は 3,787 万円であったことから、40 万円過少に積算していました。正しい予定価格をもとに最低制限価格の再計算を行うと、3,470 万円が 3,510 万円となり、最低制限価格についても 40 万円高くなります。

正しい予定価格・最低制限価格とした場合、現在の受注者は正しい制限価格を下回っていたため無効となり、別の入札参加者が落札候補者となっていましたことが分かりました。

なお、現在の契約については、現在の受注者に責はなく、現場も着手済みであったため、契約は継続し、本来の落札候補者には経緯の説明と謝罪を行っています。

3、誤りの原因についてです。対象となった工事は週休2日取得工事として実施するため、労務費を補正した単価を適用すべきところ、組織内部での確認が不十分であり、補正しない単価で予定価格を算出したことから、本来より過少な金額となってしまいました。

単価誤りの具体につきましては、工事設計書作成時及び設計書の審査段階では正しい単価を使用していましたが、最終的に発注図書として印刷する際

に、積算システムと単価データのリンクが外れ、再度設定を行う過程で誤った単価を設定したことと、印刷後の設計書の確認不足が原因でした。

なお、同様な誤りがないか確認するため、週休2日取得の有無により、2種類の単価を選択することとなった令和3年度以降の建設工事を確認した結果、本工事以外に誤りはありませんでした。

最後に、4、再発防止策についてです。今回の積算誤りを受け、施設課を含め、建設工事発注課において、以下の再発防止策を実施していきます。

一つ目は、予定価格の積算において、採用する単価に間違いがないかの確認を徹底します。採用単価の設定については、これまで複数人での確認体制をとっておりますが、今回の事案を受け、積算システムの設定が変わってしまう可能性があることを考慮し、最終的な予定価格確定段階においても、採用単価の確認を加えることで、確認の強化、徹底を図ります。

二つ目は、今回の事案に対し、建設関係職員を対象にした積算研修を行い、原因の情報共有と対策を徹底することで再発防止に努めています。

このたびの事態を招いたことについて、市民の皆様、関連企業の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことについて、深くお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

以上で、施設課の報告を終わります。

○教育長

ただいまの説明にご意見・ご質問がありましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。では、十分ご注意ください。

続いて、次の新潟市教科用図書審議委員の委嘱について、こちらについては個人情報を含む案件であることから、その次の、和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分については、議会で公表する前であることから非公開したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開案件の終了後に非公開案件として実施いたします。

第4 次回日程

○教育長

続きまして、日程第4、次回日程について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

次回、6月定例会ですが、6月 26 日水曜日、時間は午前 10 時 30 分から予定しております。よろしくお願ひいたします。

第5 閉会

○教育長

以上で、定例会を一旦閉会します。

第6 協議会

○教育長

日程第6、協議会に移ります。

協議事項の高校の教育課程再編について及びその次の、新・新潟市教育ビジョン策定については、公表前であることから、非公開したいと思います。こちらにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開案件の終了後に非公開案件として実施します。

以上で、公開案件を終了といたします。これより、定例会を非公開といたします。  
傍聴の方及び報道関係者の方はご退席をお願いいたします。

(傍聴者・報道関係者退出)

第7 定例会(非公開) 付議事件

第8 定例会(非公開) 報告

第9 定例会閉会

○教育長 以上で、定例会を閉会します。

第10 協議会(非公開)

第11 協議会閉会

○教育長 以上で、協議会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

石坂 学

署名委員

神林 むつみ